

デイサービスセンターでじま・くにくさ 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人あと会が開設するデイサービスセンターでじま・くにくさ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防指定通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条** 事業所では、要介護状態及び要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることをめざすものとする。
- 2 事業所では、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。
 - 3 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
 - 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して日常生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（事業所の所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 デイサービスセンターでじま・くにくさ
- （2） 所在地 広島市南区出島一丁目18番17号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1 職種、員数

(1) 1単位目

- (ア) 管理者 1名（常勤専従）
- (イ) 生活相談員 3名（常勤兼務3名）
- (ウ) 看護職員 3名（非常勤兼務3名）
- (エ) 介護職員 11名（常勤専従8名、常勤兼務3名）
- (オ) 機能訓練指導員 4名（非常勤専従1名、非常勤兼務3名）
- (カ) 管理栄養士 1名（常勤専従）

(2) 2単位目

- (ア) 管理者 1名（常勤専従）
- (イ) 生活相談員 3名（常勤兼務3名）
- (ウ) 看護職員 3名（非常勤兼務3名）
- (エ) 介護職員 11名（常勤専従8名、常勤兼務3名）
- (オ) 機能訓練指導員 4名（非常勤専従1名、非常勤兼務3名）
- (カ) 管理栄養士 1名（常勤専従）

2 職務内容

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員

生活相談員は、利用の申し込みに係る調整、関係機関との連携、利用者への相談助言、生活相談、他の通所介護従事者への情報提供を行い、また他の従業員と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(3) 看護職員

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(4) 介護職員

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、その他必要な業務の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(6) 管理栄養士

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

(1) 営業日

1 単位目 月曜日から土曜日まで(祝祭日を含む)とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

2 単位目 月曜日から土曜日まで(祝祭日を含む)とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

平日 午前8時30分から午後8時00分までとする。

土曜 午前8時30分から午後8時00分までとする。

祝日 午前8時30分から午後8時00分までとする。

(3) サービス提供時間

1 単位目 午前9時00分から午後2時30分までとする。

2 単位目 午後3時30分から午後7時00分までとする。

(通所介護等の利用定員)

第6条 通所介護及び介護予防指定通所介護の利用定員は、次のとおりとする。

1 単位目 40人とする。

2 単位目 20人とする。

(通所介護等の内容)

第7条 通所介護及び介護予防指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 食事サービス

(4) 入浴サービス

(5) 生活指導

(6) 日常動作訓練

(7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業所は利用者から次に示す利用料金の支払を受けるものとする。

(1) 通所介護及び介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、通所介護及び介護予防通所介護が法定代理受領サービスに該当するときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、区域外の送迎等、介護保険給付の対象とならないサービスに係る利用料として、別に定める利用料を徴収する。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で

説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市南区、中区、西区の区域とする。ただし、南区は似島、金輪島を除く。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は、車両による送迎の際、車内では職員の指示に従うこと。
- (2) 利用者は、機能訓練室の訓練器具等を使用する場合は、職員の立ち会いのもと、安全にかつ使用目的に従って使用すること。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 事業所職員は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策については、でじま・くにくさ防災管理規定に定めるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 13 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金

を求めるものとする。

（苦情処理）

第 14 条 事業所は、提供した通所介護または介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 15 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

3 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

(3) その他の研修

2 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人あと会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成２５年２月１日から一部改正する。

この規程は、平成２５年１０月１日から一部改正する。

この規程は、平成２７年８月１日から一部改正する。

この規程は、平成２９年１０月１日から一部改正する。